

朝鮮民主主義人民共和国の工業管理体系と経済改革

行政機関と国営企業との関係

なか がわ まさ ひこ
中 川 雅 彦

はじめに

部門別工業管理体系の形成
地域別工業指導体系の部分的導入
地域別工業管理体系の確立
企業連合と工業管理体系
部門別工業管理体系の再生

結論

はじめに

一般的に社会主義計画経済においては行政機関が企業に対して生産目標を出し、企業はそれにしたがって生産活動を行う。行政機関の主な任務は、企業の生産目標を含めた計画を作成することと、企業に生産目標を完遂させることである。計画遂行において、独立採算制を実施する企業は生産目標を完遂する義務を負う一方、行政機関はそのような企業の遂行情況を把握しそれに関する指導を行うことになる。

朝鮮民主主義人民共和国の計画経済の仕組みについて、「大安の事業体系」といった企業内党委員会の役割と組織構造や「計画の一元化、細部化」といった国家計画を作成する過程に着目した研究 [成守一 1979a ; 1979b ; 1979c ; 高瀬 1972 ; 永安 1976 ; 高昇孝 1978 , 159-236] , そして、企業の独立採算制に関する研究がなされてきた [姜日天 1986 ; 1987a ; 1987b] 。しかし、行政機関がいかんにして企業の計画遂行情況を把握して

指導するかという問題については、よくわかっていない。

行政機関が国営企業を指導、統制する仕組みについて、平壤で出版された最近の経済学の教科書では「生産部門別工業指導体系と地域別工業指導体系を正しく配合すること」が重要であると強調されている。生産部門別工業指導体系とは「企業がどの地域に配置されているかに関係なく、該当する生産部門の企業を国家的範囲で一つの専門的な经济管理機関が統一的に指導・管理する」というものであり、地域別工業指導体系とは「一定の地域にあるすべての部門の工場、企業が一つの地域的经济管理機関によって指導・管理される」というものである [朝鮮労働党出版社 1999 , 434-437] 。この教科書では具体的にどのような「配合」がなされているかということについてはまったく言及されていないが、朝鮮社会主義経済の形成および発展の過程においては、工業管理に関して、中央機関による部門別の管理と地方機関による地域別の管理という2つの力学が存在してきたことがわかる。そして、最近、価格と賃金の大幅引上げ措置によって知られるようになった経済改革の動きは、後述するように、こうした工業管理の問題と大きく関連するものである。

経済改革の内容は、価格と賃金の改定措置の

みならず、経済計画に関する措置や農業経営に関する措置、企業経営管理に関する措置など多岐にわたる〔呉民学 2003〕。これらの措置がとられたことは2002年7月の価格と賃金の改定措置によって知られるようになったが、実際に、工業管理に関する変化はこれより前に起こっていた。そこで、ここでは朝鮮社会主義経済における工業管理体系の形成および変遷の過程を分析して、最近の経済改革が工業管理に関しているかなる意味を持っているかを明らかにしてみよう。

部門別工業管理体系の形成

北朝鮮地域における工業管理体系の起源は、ソ連軍政下にあった1945年11月19日に行政10局の一つとして産業局が設置されたことである。産業局はソ連軍司令部命令にしたがって、12月9日に「国有企業許可制に関する布告」(1945年12月8日付)を公表し、これによって国有企業はその運用方針や幹部の選定、技術者の配置等に関して産業局の許可を要することになった〔柳文華 1949, 16; 大陸研究所 1990b, 154〕。これは、ソ連軍の進駐とともに各地方に成立した自治組織が日本人所有企業を接收して管理していたものを国有企業として産業局に集中させる措置であり(注¹)、中央行政機関による部門別工業指導体系を構築する第一歩となった。

産業局は、1946年2月8日に設立された北朝鮮臨時人民委員会に継承された。北朝鮮臨時人民委員会は8月10日に重要産業国有化に関する法令を公表し、10月30日にソ連軍政当局からかつて日本人所有であった工場、水力発電所、銀行、およびその他の施設、計1034個を引き受け

た。11月30日には北朝鮮臨時人民委員会決定第124号「国有企業場管理令」が発表されたことにしたがって、国有企業内のすべての権限が「企業責任者」に集中され、「企業責任者」は産業局に服従することになり、12月1日からこの決定が実施された〔大陸研究所 1990b, 161-162; キム・ジョンイル1958, 107〕。後にこの体系は「支配人唯一管理制」と呼ばれるようになる(注²)。

産業局は1947年2月22日に設立された北朝鮮人民委員会にそのまま存続され、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されたことにしたがって内閣の産業省となった(図1参照)。産業省の下には部門別に管理局が置かれ、国有企業の管理・指導に当たった(注³)。

1950年6月25日から53年7月27日までの戦争の時期に、戦時に工場の移設や戦時の生産動員の必要性によって、内閣の産業省は廃止され、代わって内閣に重工業省、化学建材工業省、軽工業省および内閣直属の電気局等が設置され、部門別に細分化された。細分化の動きは戦後復旧時期にも続き、1955年3月31日の内閣構成法で工業生産に関連する省は金属工業省、電気省、軽工業省、化学工業省、機械工業省、石炭工業省となった〔キム・ジェギョ 1963, 40-41〕(図2参照)。

生産部門別工業指導体系の形成にしたがって計画を立てる機関も拡大してきた。北朝鮮臨時人民委員会では当初、企画部が設置されていたが、これが1946年12月23日に企画局に昇格された〔大韓民国文教部国史編纂委員会 1987, 81-83〕。企画局は「1947年度北朝鮮人民経済復興と発展に関する予定数値」を作成し、北朝鮮道・市・郡人民委員会大会2日目である1947年2月19日にこれが採択された。企画局は、2月22日に設

立された北朝鮮人民委員会でそのまま維持され、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されると内閣の国家計画委員会になった。

部門別工業指導体系と国家計画体系は税金制度によって裏付けされた。1947年2月27日に税

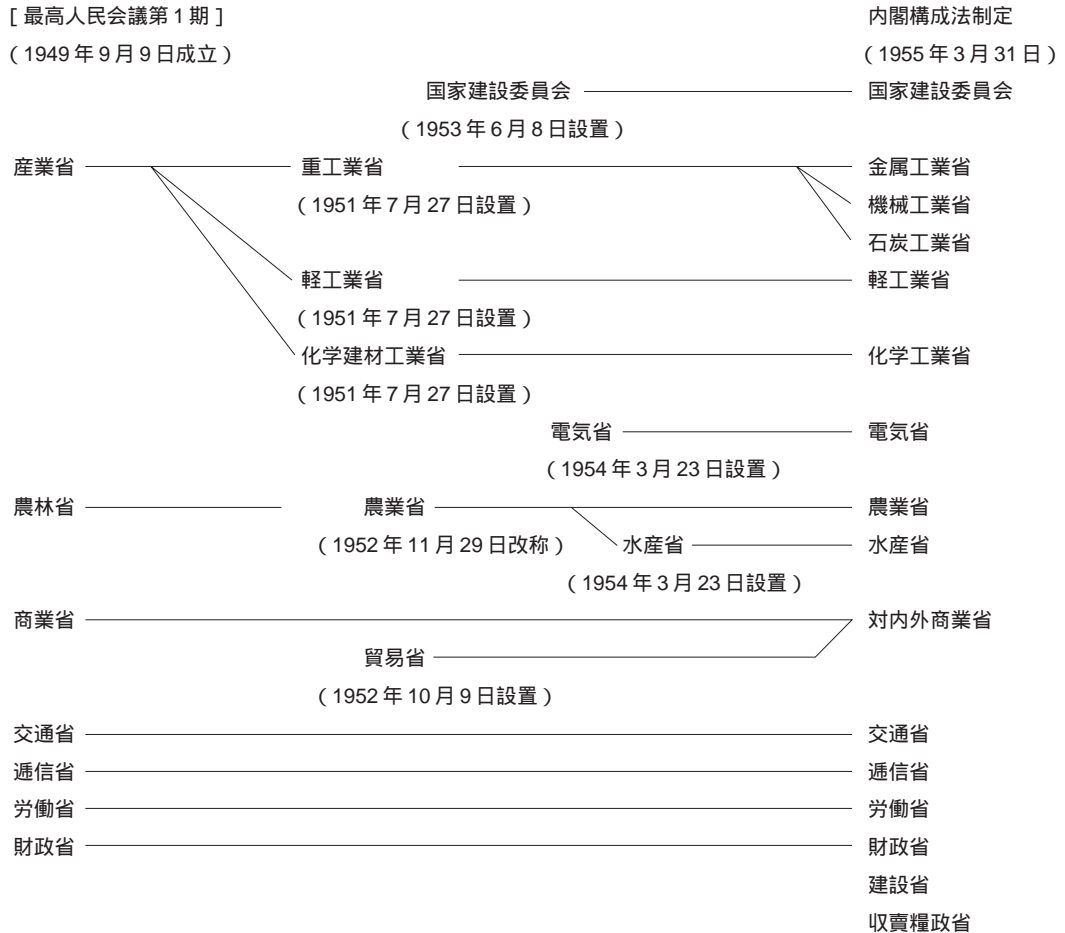
金制度が確立し、国有企業に対して製品の取引に関する「取引税」と利益に関する「利益控除収入」（法人税に相当）を徴収する権限が中央行政機関に属するようになった〔大陸研究所1990a, 98-110〕。1974年4月1日に税金制度は

図1 北朝鮮行政10局から北朝鮮人民委員会までの局(部)構成とその変遷



(出所) 『朝鮮中央年鑑』、 『労働新聞』等。

図2 経済関連省の変遷（最高人民会議第1期）



(出所) 図1に同じ。

全廃されたが、取引税は「取引収入」に、「利益控除収入」は「国家企業利益金」としてその後も実質的に継承された^(注4)。

地域別工業指導体系の部分的導入

经济管理において生産部門別工業指導体系が成立しているところに、1950年代末には地域別工業指導体系が部分的に導入されるようになった。それは、全般的な経済規模の拡大と地方産業の急速な発展とともに、政治的・軍事的指導

者である金日成が工業配置についての自身の考えを実現しようとした結果でもあった。

金日成の工業配置に関する構想は、戦争の経験から生まれたものであった。戦後復旧に関連する問題が討議された1953年8月5～8日の党中央委員会第6次全員会議で金日成は会議初日に演説を行い、工業施設を軍事上「万一、敵の侵攻を受けたとしても終局的に守り抜くことができる地点」に配置しなければならず、「原料供給や製品を簡単に運搬できるような交通に便がよい地点」に配置しなければならないと述べ

た〔金日成 1956, 4-5〕。こうした工業施設の地方への分散を支えるためには、道（直轄市）人民委員会あるいは市・郡人民委員会が管轄する地方産業の発展が必要であった。地方産業の発展については、12月14日には朝鮮労働党中央委員会常務委員会第11次会議で地方産業の発展に関していくつかの対策が講じられた〔国史編纂委員会 1998, 503-508〕。

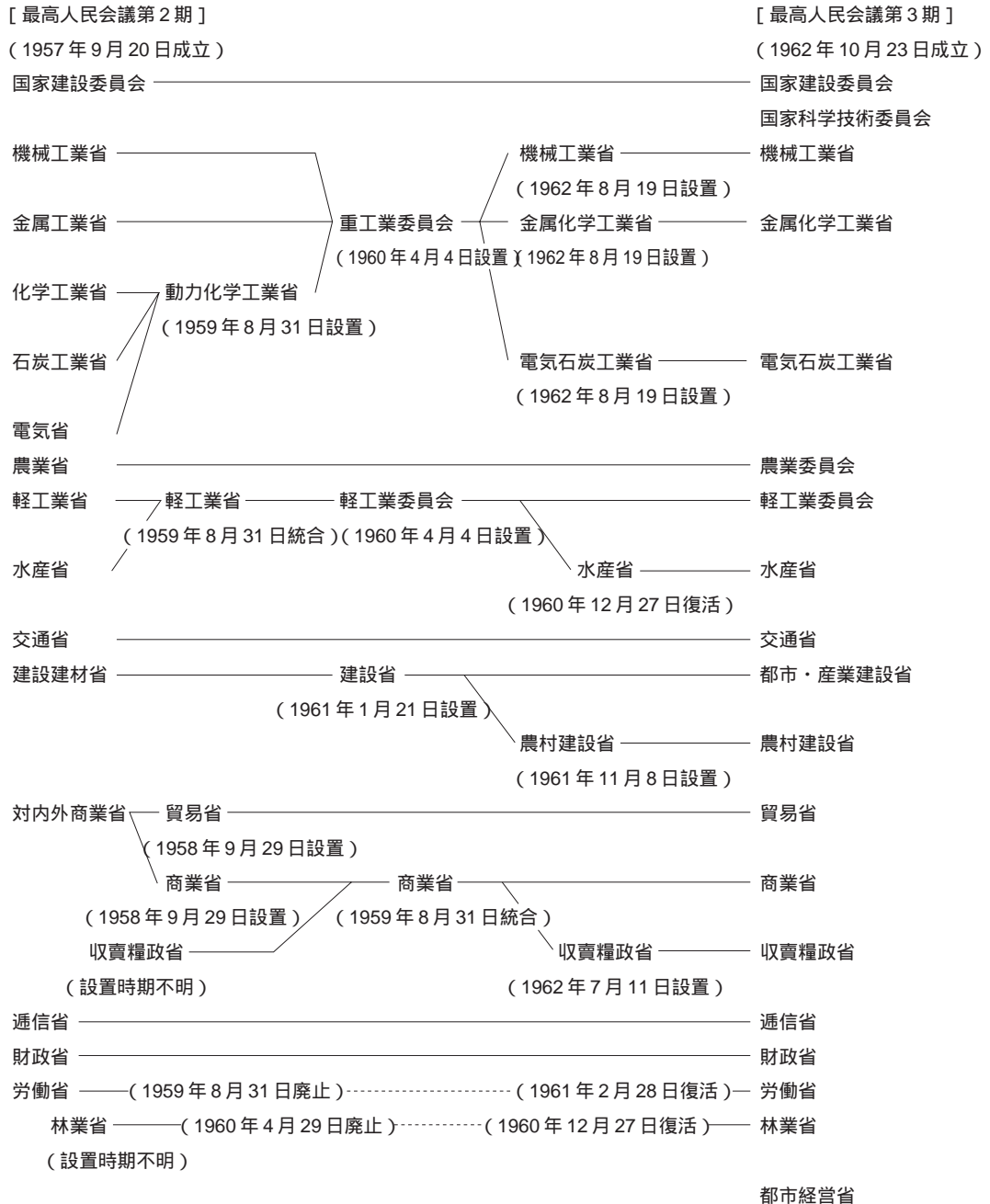
地方産業の発展のための対策は中央行政機関の肥大化に対する対策と組み合わせで考えられるようになった。戦後人民経済復旧発展3カ年計画（1954～53年）と人民経済発展5カ年計画（1957～60年）が超過達成されるほど経済規模は拡大したこと、また、社会主義的改造が進み、1958年8月末にはすべての生産手段が国有または協同所有となったことで、中央行政機関の機構が膨張してその業務が煩雑化していった。その一方では、この時期に急速な地方産業の発展が見られるようになり^{（注5）}、地方行政機関ではこれに対応する人員の不足が目立ってきた〔キム・サンハク/パク・ヨングン 1959〕。

中央行政機関と地方行政機関のそれぞれの問題を同時に解決に導くための方法として、まず、中央行政機関の業務量と人員を減らして、その人員を地方行政機関に移すことになった。この動きは、1958年6月23日に内閣命令第56号「国家機構の行政事務を簡素化するための準備作業を進めることについて」の発表を起点として始まった。この内閣命令にしたがって中央行政機関の「余剰人員」が地方行政機関に移されることになった〔キム・ジェギョ 1963, 55〕。さらに、1959年8月に数回にわたって開催された党中央委員会常務委員会では地方工業体系の確立に関する問題が討議され〔『労働新聞』1959年8月31

日〕、8月31日には内閣で「地方工業体系を確立して中央省（局）の機構と管理体系を改編することについての決定」が採択された。この決定によって、中央行政機関から多くの企業が地方行政機関に移管されるようになり、また、細分化されていた中央行政機関の統合が進められることになった〔『労働新聞』1959年9月2日〕。そして1960年4月に重工業委員会と軽工業委員会が設置されて、これらに工業生産に関連する省、局が統合された（図3参照）〔キム・ジェギョ 1963, 58〕。

金日成は中央行政機関から地方行政機関に移管された地方工業をそのままにしておく気はなかったようである。金日成は地方の人民委員会とは別に中央の代理人として地方の経済全般を管理・指導する機関を設置しようとする動きを始めた。金日成は1960年1月7日に、平安南道党委員会全員会議の席で「道人民経済委員会」を設置する構想を発表した。その構想では、「道人民経済委員会」委員長は道党委員会委員長が兼任し、地方工業企業だけではなく中央直轄企業までその活動を指導するものであった。そして、金日成はこれを「道に駐在する党と国家の常設的全権代表」と呼んだ〔『金日成著作集（14）』1981年刊行41ページ〕。さらに15日に開かれた党中央委員会常務委員会で金日成は「道経済指導委員会」を設置することを指示した。この「道経済指導委員会」は、その委員長を道党委員会委員長が兼任し、道内の地方工業企業と中央直轄企業の活動を指導するのみならず、農業、水産業を含めた道内の全般的な経済活動を指導するものとされた〔『金日成全集（25）』1999年刊行68～71ページ〕。この両者は内容も発表の日付も近いことから、まったく同じ物だと

図3 経済関連省の変遷（最高人民会議第2期）



(出所) 図1に同じ。

見てよい。
金日成の構想の実現は部分的なものに留まっ

た。1961年9月に開かれた党第4次大会で金日成は11日に報告を行ったが、そこで地方経営工

業と地方建設を管理する道経済委員会を設置したことを発表した[『労働新聞』1961年9月12日]。道経済委員会は、金日成が「道人民経済委員会」「道経済指導委員会」と呼んだ構想とは異なり、その権限が道内の国営企業に及ぶものではなかったが、これを通じて道党委員会が人民委員会とは別に企業の活動を指導するものとなった。金日成はそうした道党委員会の権限が国営企業の内部にまで至るように工場党委員会の機能を拡大させる措置を講じた。12月に大安電気工場党委員会に対する現地指導を通じて金日成は、それまでの支配人唯一管理体制に代わって工場党委員会が工場のすべての活動を指導する「大安の事業体系」を確立させ、これを全国的に普及させた。

しかし、道経済委員会のほうは結局うまく機能しなかったようである。1962年1月には、道経済委員会の下にあった郡経済委員会が廃止され、代わって地区地方工業経営局が設置された。さらに、8月には、道経済委員会も道地方産業総局に縮小された。道地方産業総局は中央の軽工業委員会の傘下におかれた[ホン・グクピョ 1963, 162-164]。道経済委員会が担当する当時の地方経済の規模は道党委員会が直接指導するほどには大きくなかったのであったのであろう。

金日成の構想が本来の形に近いところで実現したのは農業に関してであった。1961年12月22日の内閣決定第157号「農業協同組合経営委員会を組織することについて」により、各郡に農業協同組合経営委員会(後に郡協同農業経営委員会)が62年1月20日までに設置された。さらに、1962年7月にその上級機関となる道農村経理委員会が設置され、地方行政機関の体系とは分離した農業管理体系が確立した[社会科学院

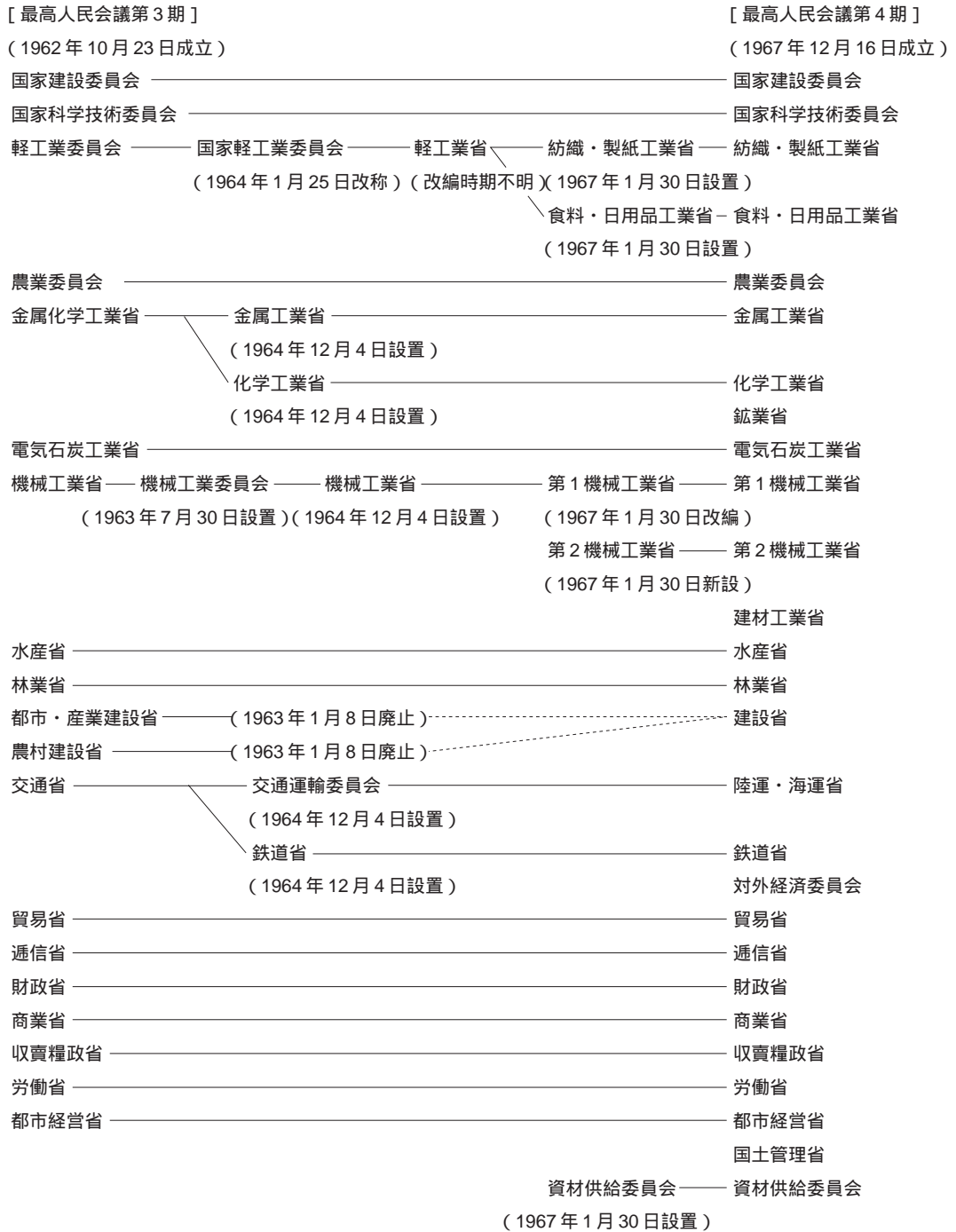
歴史研究所 1982, 66; ホン・グクピョ 1963, 164]

地域別工業管理体系の確立

地方工業体系や農業指導体系の整備など中央行政機関の膨張に制動をかけようとする努力が行われたにもかかわらず、とくに機械工業、軽工業を担当する中央機関ではその動きが止まらなかった。1960年に設置された重工業委員会は62年には機械工業省、金属化学工業省、電気石炭工業省の3省に分離し、さらに、67年には金属化学工業省が金属工業省と化学工業省に分離した。また、軽工業委員会も変遷を重ねて1967年には紡織・製紙工業省と食料・日用品工業省とに分離し、重工業部門と同様、細分化を続けた。こうした動きに対して、1972年12月25~28日に開催された最高人民会議第5期第1次会議では、細分化された工業部門の中央機関が重工業委員会、機械工業委員会、軽工業委員会などに再び統合されることになった(図4~5参照)。

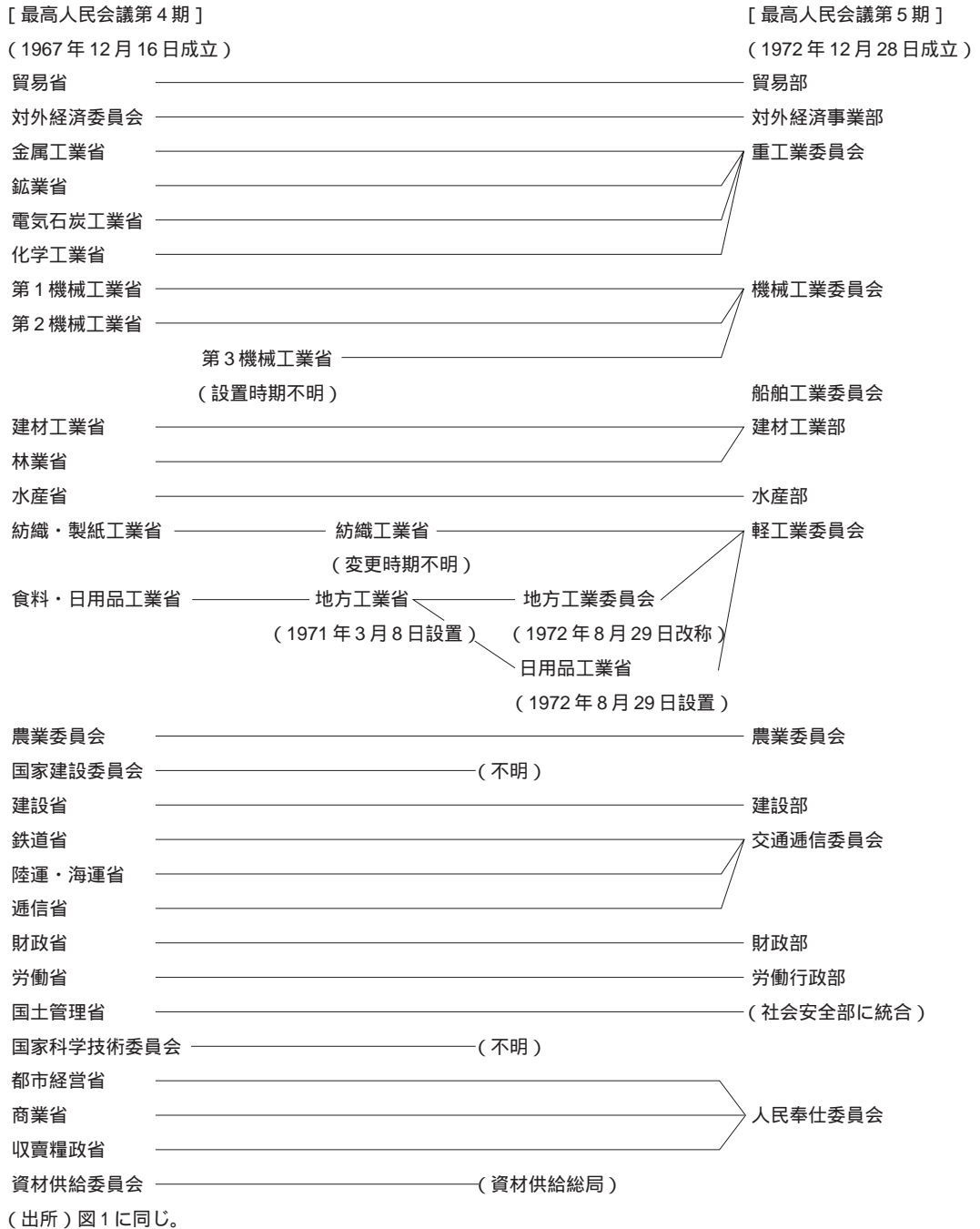
1972年末の再統合は、1960年4月4日の統合とは異なり、中央工業の地方移管といった措置を伴わなかった。この最高人民会議では新たな憲法が採択されたが、この憲法で変更された地方機関の改編はむしろ地方機関の役割を小さくするものであった。そもそも1948年9月の建国時に、道、市・郡、面、里の地方機関は住民の直接選挙で選ばれる人民委員会が「主権機関」として内閣の指導を受けながら、当該地方における行政を担当するという仕組みが確立した。1952年12月22日に地方行政単位のうち面が廃止され、さらに、1954年10月30日の憲法改正で地方人民委員会は、直接選挙で選ばれる地方人民会議から選出されるという方式で成立するよう

図4 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第3期)



(出所) 図1に同じ。

図5 経済関連省（部）の変遷（最高人民会議第4期）



になったが、基本的に地方人民委員会に当該地方の権限が集中するということには変わりはない

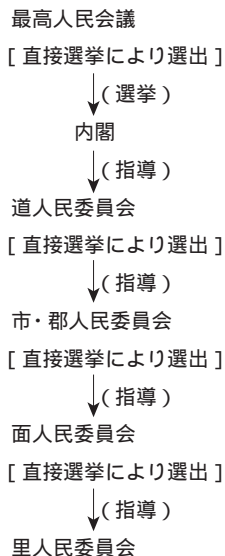
かった。しかし、1958年10月11日の内閣決定第125号で、農業協同組合（後に協同農場）が里単

位に統合され、農業協同組合管理委員長（後に協同農場管理委員長）が里人民委員会委員長を兼任するようになっており [社会科学院歴史研究所 1981, 71], 里の行政機能はほとんど農業生産機関のそれに吸収されていた。そして、1962年初に郡農業協同組合経営委員会（後に郡協同農場経営委員会）が設置されると、郡人民委員会の機能は住民の福祉や地方文化の発展などに限られるようになった^(注6)。1972年憲法はこうした現実即して里人民委員会を廃止し、さらに、地方人民委員会から行政の機能を分離させ、新たに地方行政委員会を設置した（図6～8参照）。

地方行政委員会は中央工業を管轄する権限を持たないことから、中央機関における機構の膨張と業務の煩雑化に対する歯止めとはならなかった。1974年に重工業委員会から鉱業委員会が分離して、鉱業委員会はその傘下に石炭工業総局、鉱業総局、肥料鉱業総局、機械工業総局を

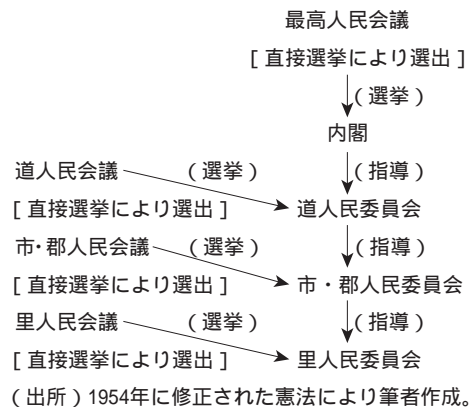
収めた。その石炭工業総局は球場地区や咸鏡北道、价川地区、徳川地区などに経営局を置き、鉱業総局は黄海南道や慈江道に経営局を置いた^(注7)。重工業委員会は、1977年には金属工業部、電力工業部と化学工業部に分裂し、鉱業委員会は1980年に鉱業部と石炭工業部、第4機械工業部に分裂した。また、機械工業委員会もいくつかの変遷を経て1981年までには2つの部に分か

図6 1948年憲法による国家機構図



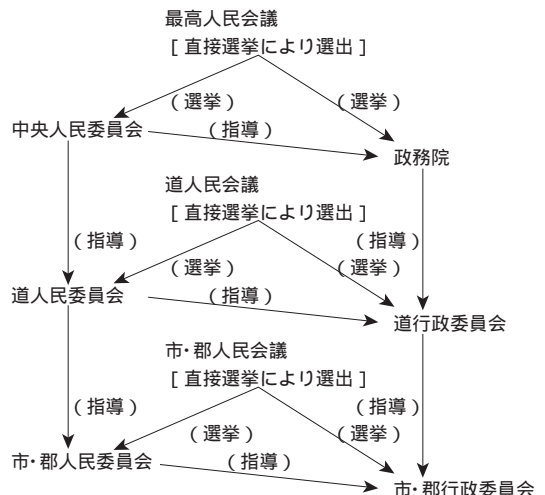
(出所) 1948年憲法より筆者作成。

図7 1954年10月憲法修正による国家機構図



(出所) 1954年に修正された憲法により筆者作成。

図8 1972年憲法による国家機構図

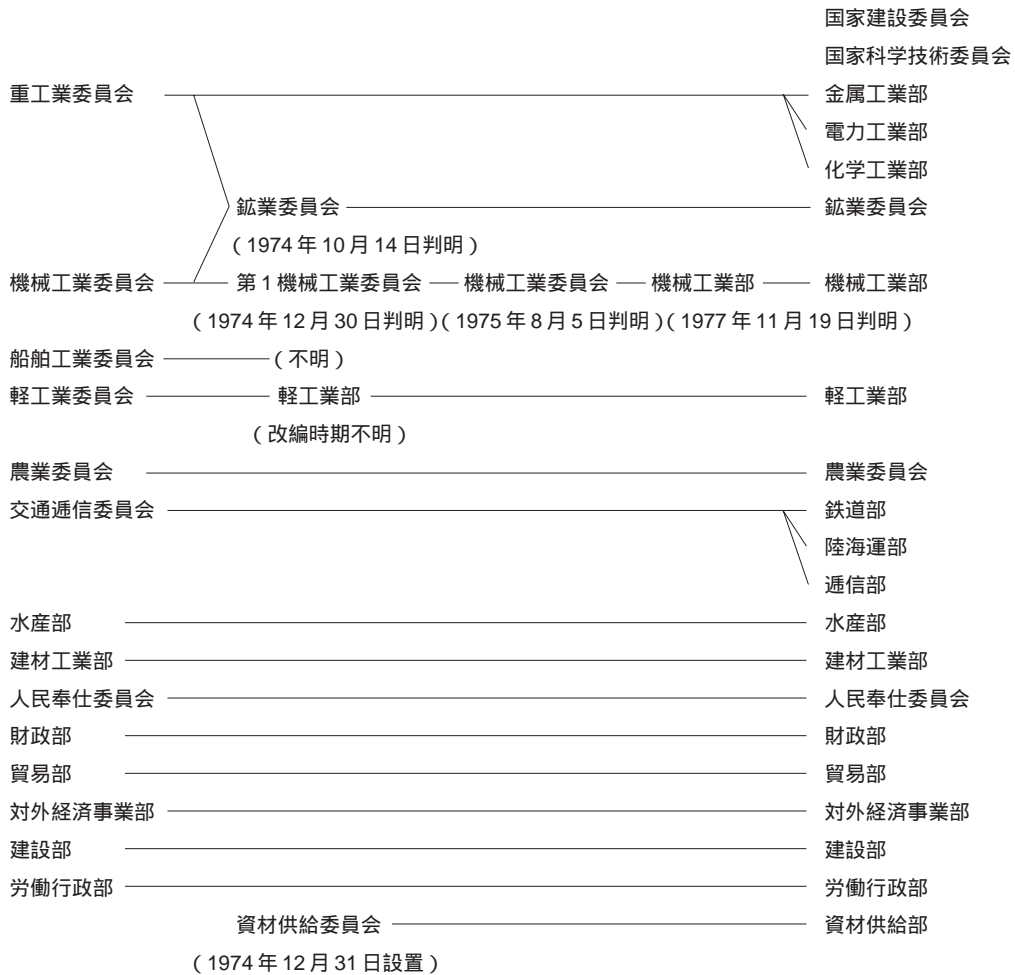


(出所) 1972年憲法により筆者作成。

図9 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第5期)

[最高人民会議第5期]
(1972年12月28日成立)

[最高人民会議第6期]
(1977年12月17日成立)



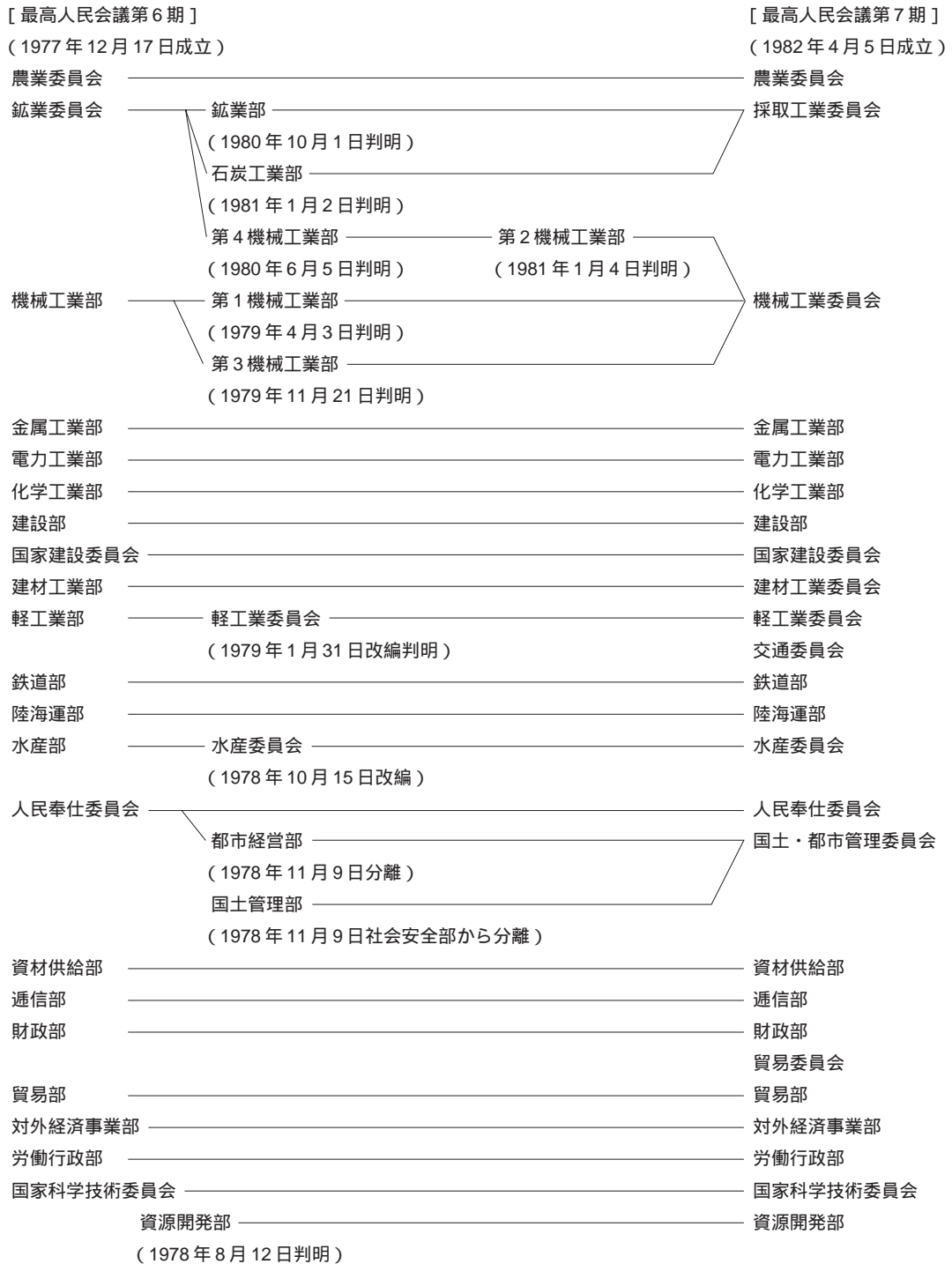
(出所) 図1に同じ。

れた(図9~10参照)。

1981年には、こうした中央機関の膨張と細分化に歯止めをかけるための措置の一つとして、地域で中央直轄の国営企業までも網羅する全般的な工業管理体系を打ち立てることになった。この措置が講じられた同じ時期に、輸出品開拓を道行政機関が担当するようにする措置が講じられたことは注目される。

すでに1970年代中葉から西欧諸国と日本に対する貿易代金の支払いが遅れ始めていた[アジア経済研究所 1977, 74; 小牧 1986, 96-100; 青木 1995]。金日成は、1979年1月1日新年辞で対外貿易の重要性を強調し、12月10~11日に開かれた党中央委員会第5期第19次全員会議で、従前に貿易部だけが扱ってきた貿易業務を他の政務院(内閣に相当)委員会・部(省に相当)のみな

図10 経済関連省(部)の変遷(最高人民会議第6期)



(出所) 図1に同じ。

らず道でも扱うようにすることを指示した[『金日成著作集(34)』1987年刊行, 478~479ページ]。これによって、各道内で貿易管理体系が打ち立てられるようになり、輸出品開拓が始まった。この過程で道行政機関は地方工業のみならず中央直轄企業の活動についても大きな影響力を及ぼすようになったと考えられる。

1981年には各道に経済指導委員会が設置された。道経済指導委員会は道内にあるすべての工業企業の生産組織と生産活動を掌握して直接指導する権限を持つようになった。その一方で、中央機関である政務院委員会・省の役割は部門別に企業に対する技術指導を行うものとなった[リ・ジェホ 1982]。ここで中央機関である国家計画委員会が企業に対して生産計画を下达し、地方機関である道経済指導委員会が日常的に企業の計画遂行情況を把握・指導して、中央機関の部門別機関の役割は企業に対する技術指導に限定された体系が形成され始めたのである。道経済指導委員会は地方に設置された管理局や経営局を網羅するようになり、政務院委員会・部ではこれまでの管理局に替わって、生産の技術指導を行う指導局が組織の中心になっていった(注8)。

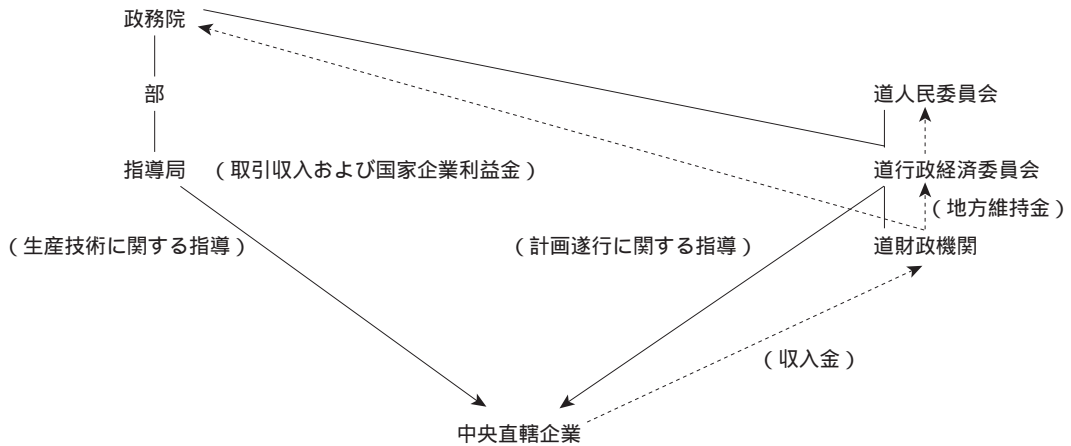
こうした役割分担は中央行政機関と地方行政機関との関係が緊密化されることにより強化された。1983年11月29日から12月1日まで開かれた党中央委員会第6期第8次会议では道経済指導委員会に対する「中央集権的指導」を強化する方針が提示された[『労働新聞』1983年12月2日; 1983年12月17日]

道経済指導委員会は1985年5月に、道人民委員会からの指導と政務院からの指導を受ける道行政委員会と統合して道行政経済指導委員会と

なったことによって、いっそうその機能を強化した。同時に、道党委員会委員長は道人民委員会委員長を兼任するようになり、国家機構上の指導体系と党組織上の体系が一体化した(注9)。道行政経済指導委員会は、1992年4月に社会主義憲法が改正されたこととともなって、道行政経済委員会と改称されたが、その機能は維持された。

道の経済指導機関の機能を強化する、いま一つの要素は「地域別予算収納体系」の確立であった。この起源は1957年10月1日に、党が企業の法人税に相当する「利益控除金」(後の国家企業利益金)の納付制度を改編し、市・郡財政部で利益控除金の再計算事業を行うようになったことにあると思われる[『朝鮮中央年鑑』1958年版, 130ページ]。これによって地方行政機関が当該地方内にある中央直轄企業の経営状況を把握するようになったようである。そして道経済指導機関が設置されると、道経済指導機関はその傘下の道財政機関を通じて中央直轄企業の経営状況を把握するようになったが、この制度の確立によって中央直轄企業が国家に納付する取引収入と国家企業利益金、その他の「収入金」(税金に相当)を、「地方維持金」(事業税に相当)およびその他地方機関に納付する収入金と一緒にいったん地方財政機関に納めるようになった。地方財政機関は中央直轄企業から来た収入金を国庫に上納する分と地方機関に納付する分とに分けることになった[パク・ソンホ 2000]。地方の経済指導機関は、傘下の財政機関に来る収入金を通じて企業の生産計画遂行状況を把握し、企業の生産活動に対する指導をいっそう熱心に行うことが期待されたようである(図11)。

図 11 地域別工業管理体系と地域別予算収納体系



(出所) バク・サンホ (2000) 等に基づき筆者作成。

(注) 破線の矢印は上納金の流れ。

こうした地方経済機関の機能とそれを支える仕組みの確立と並行して、中央機関の統合が行われた。1984年までに鉱業部門、機械工業部門などで細分化の傾向が見られたが、1985年までに中央機関と地方経済機関の役割分担が確立すると、再び統合されるようになった。ただし、この統合化の成果も1980年代後半に入ると、再び細分化して打ち消されてしまった(図12~13参照)。

企業連合と工業管理体系

独立採算制企業の連合体である連合企業所には3種類の形態がある。形態1として一定地域で生産技術的連繋を持つ異部門の企業を網羅したもので、形態2として一定地域で主に同一部門の企業を網羅したもので、形態3として全国的範囲で同一部門の企業を網羅したものである。

企業の連合体はすでに建国前の1946年7月26日に、北朝鮮臨時人民委員会決定第51号によって、農林局の下に道ごとに木材企業所が設置さ

れたことに始まる[大韓民国文教部国史編纂委員会 1987, 173-174]。そして、1947年3月11日には北朝鮮人民委員会決定第5号によって、農林局の下に、全国的に水産業者を網羅する北朝鮮水産企業所が設置された[大韓民国文教部国史編纂委員会 1987, 295-296]。こうしたトラストの結成は、零細業者をまとめて大企業化したものであることから、その目的が生産の向上と業者の社会主義的改造を進めることにあったことがわかる。木材企業所は、1947年10月2日の北朝鮮労働党中央常務委員会第44次会議決定により木材労働者職業同盟が林産労働者職業同盟と改称したのを契機に[国史編纂委員会 1998, 280-281]、林産事業所となり、さらに、50年1月11日に内閣に直属の林産局が設置されるとともに、道よりも細分化された地区別に林産事業所が設置されるようになった[大陸研究所 1990a, 528-542]。そして林業局は1957年9月20日に林業省となった。一方、水産企業所は1954年3月23日に農業省(52年11月29日に農林省が改称)から独立して水産省となった。このように、

図 12 経済関連省（部）の変遷（最高人民会議第 7 期）

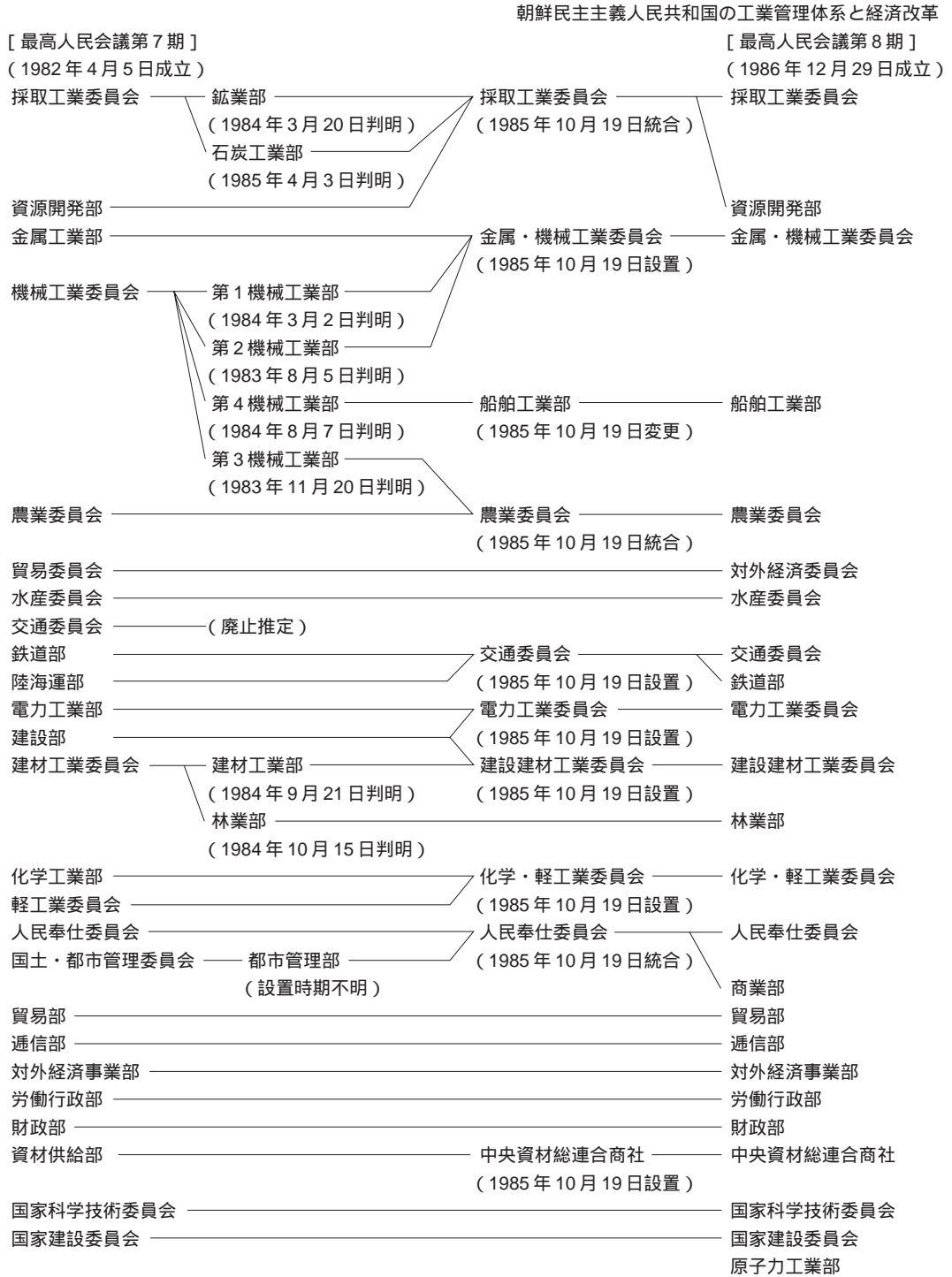
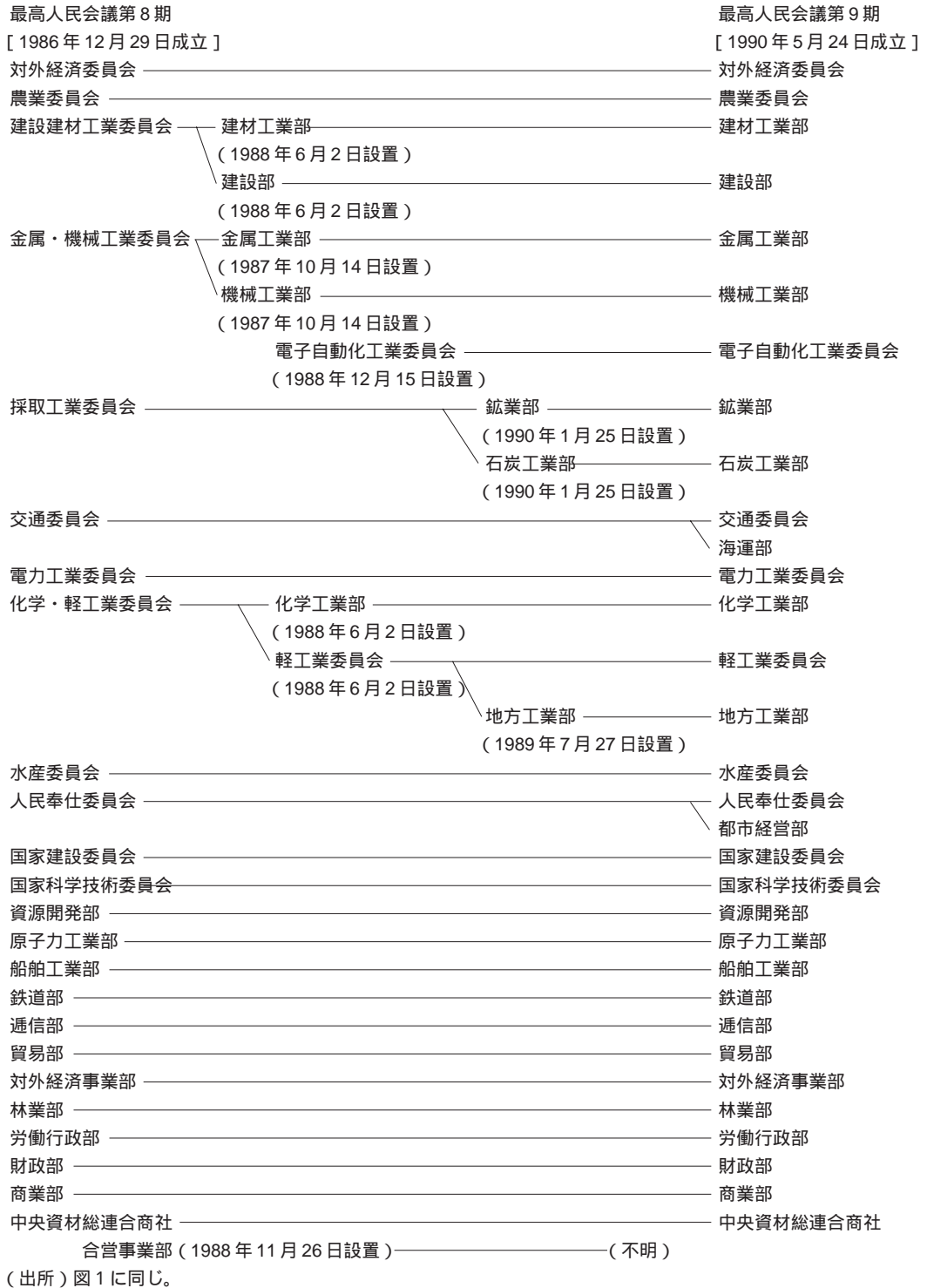


図 13 経済関連省（部）の変遷（最高人民会議第 8 期）



(出所) 図 1 に 同 じ。

これらのトラストの結成は当該産業の企業化を促したが、その組織自体が継続するものではなく、役目を終るとともに消滅した。

建国後に建設業で結成されたトラストは、こうした林業や水産業でのそれとは違った目的を持っていた。1950年2月21日に、内閣決定により、産業省基本建設管理局に、全国的に主要な建設事業所を網羅した基本建設トラストが設置された。この目的は労働者および技術者の効率的な配分、機械および資材の適切な配分、建設費の節約にあった〔大陸研究所 1990b, 320〕。基本建設トラストは6月25日に戦争が勃発したことによって、全国的な組織として機能することではなく、地域的に工事目的にしたがって結成されていった。そして、戦後復興や社会主義工業化の過程でも、建設業でトラストは重要な役割を担ってきた。

トラストをはじめとする企業連合は、1970年代に入ると、連合企業所と呼ばれるようになった。1971年11月から南浦市にある岐陽トラクター工場の大規模な拡張工事が始まったが、この工事を担当する建設トラストは金星トラクター工場建設連合企業所と名乗った〔『労働新聞』1973年7月27日〕。この連合企業所は1975年10月から始まった大安重機械総合工場の建設工事を担当するようになり、金属工場建設連合企業所となった〔『労働新聞』1978年3月27日；キム・ジョンホ 1982〕。こうしてトラストを継承する最初の連合企業所、最初の形態2の連合企業所が形成された。

この時期に金日成自身が直接指導して結成した連合企業所は形態1のそれであった。1973年11月に、金日成は咸鏡南道咸興市に赴き、興南肥料工場に、その原料を供給する満徳鉱山、東

岩鉱山、水洞鉱山を従属させた興南肥料連合企業所と、2・8ピナロン工場および本宮化学工場に、それらに連関する化学工場を服従させた2・8ピナロン連合企業所を結成させた〔『労働新聞』1974年8月8日；1985年9月17日；メン・テホ 1990〕。さらに1976年には輸出品生産専門の形態3の連合企業所である銀河貿易総会社と朝鮮光明貿易総会社が結成された。こうした連合企業所は政務院委員会・部に直属するようになり〔キム・ピルス 1977, 109〕、部門や地域で細分化されていく管理局や経営局の役割を代替していくものと考えられるようになった。1977年に結成された形態2の連合企業所である徳川地区炭鉱連合企業所、价川地区炭鉱連合企業所、球場地区炭鉱連合企業所などはそれぞれ鉱業委員会石炭鉱業総局の下にあった徳川地区石炭工業経営局、价川地区石炭工業経営局、球場地区石炭工業経営局を改編したものであった。

こうした連合企業所の結成は工業管理体系との整合性を意識して進められたものではなかった。形態2の連合企業所の場合はそもそも部門別管理体系にも地域別工業管理体系にも矛盾するものではなかったが、形態1と形態3の連合企業所の場合はそうはいかなかった。形態1の連合企業所の場合、部門別工業管理体系との間に矛盾が生じる場合があった。前述の興南肥料連合企業所、1974年に結成された金策製鉄連合企業所、1975年に連合企業所を名乗った北倉火力発電連合企業所はそれぞれ、結成当初、水洞鉱山、川内鉱山、済南炭鉱を傘下に収めていた。しかし、中央機関における部門区分では、こうした原料供給基地は石炭工業部門、鉱業部門などに属するのに対して、連合企業所本体は化学工業部門、金属工業部門、電力工業部門などに

属していた。そのため、部門別工業管理体系との矛盾が生じて、管轄をめぐる争いや管理能力上の問題を引き起こすことになり、連合企業所自体が解散、あるいは生産能力を弱体化させることにもなった。これらのケースは、1981年に道経済指導委員会が結成されて、道内にある連合企業所とそこから離脱した原料供給基地をその傘下に収めて統制することにより、問題が解消された [中川 2002, 10-12]

この地域別工業管理体系の導入が副作用をもたらした場合もあった。1974年に結成された降仙製鋼連合企業所は、南浦市にある降仙製鋼所にその原料供給基地として隣接する平安南道にある龍源鉱山と川東鉱山を従属させていた。ところが地方経済機関の設置によって降仙製鋼連合企業所は南浦市経済指導委員会の管轄にあり、その原料供給基地は平安南道経済指導委員会の管轄になった。同じ1974年に結成された黄海製鉄連合企業所も、黄海製鉄所は黄海北道に、その原料基地である殷栗鉱山、載寧鉱山、苔灘鉱山は黄海南道にあり、それぞれの道経済指導委員会の傘下に置かれてしまった。こうした弊害は1983年に、道経済指導委員会に対する政務院の指導が強化されることによって克服された [中川 2002, 12-13]

形態3の連合企業所の場合は、本来的に部門別工業管理体系と矛盾するところはないが、地域別工業管理体系とは矛盾する性質を持っていた。1976年に2つの貿易専門の連合企業所が結成された頃には、地域別工業管理体系が導入されておらず、工業管理体系との矛盾は存在しなかった。1981年から本格的に導入された地域別工業管理体系からも、この2つの連合企業所は道経済指導委員会の管轄から外れるという例外

的な地位にあったようである。1980年代中葉に地域別工業管理体系が確立すると、金日成は1985年10月15日の党中央委員会政治局拡大会議でこの形態の連合企業所を機械工業や紡織工業で結成するよう指示した。こうして1986年に新たに朝鮮機械総会社、輪転機械総会社、朝鮮緋緞会社が結成され、また、採取機械工業総局、紡織工業総局といった官庁における部門別の指導・管理の機関がそのまま名称も変更せずに連合企業所に改編された。そして、この形態の連合企業所は道経済指導機関の指導を受けず、当該部門を担当する中央行政機関から直接指導を受けるという特異な管理組織構造に入ることになった。また、形態1、形態2の連合企業所は基本的に傘下企業の党委員会を網羅した市・郡級の連合企業所党委員会を組織してこれが道党委員会に直属するようになったのに対して、形態3の連合企業所では、連合企業所党委員会は市・郡級で構成されずに生産計画に関連する指導のみを行うことになった。そして、傘下企業の党委員会はその企業が位置する市・郡党委員会傘下に置かれることになった [金日成 1996, 246-483]

部門別工業管理体系の再生

1980年代半ばに確立した中央行政機関と地方行政機関との役割分担は、94年に金日成が死亡したことと95年に大洪水による被害を被ったことによって大きな変更を迫られることになった。金日成は前述したとおり、最高指導者として1960年代初めから地域別経済管理体系の構想を発表し、80年代半ばにそれを確立した人物であった。また、大洪水により、経済規模の縮小は

表1 国家予算収入および支出(1994~2002年決算)
(単位:10億ウオン)

年度	歳入(対前年増加比%)	歳出(対前年増加比%)	収支
1994	41.6(2.5)	41.4(3.0)	0.2
1995	24.3(-41.6)	24.2(-41.5)	0.1
1996	20.3(-16.5)	20.6(-14.9)	-0.3
1997	19.7(-3.0)
1998	19.8(0.4)	20.0	-0.2
1999	19.8(0.1)	20.0(0.0)	-0.2
2000	20.9(5.6)	21.0(4.7)	-0.1

(出所)各年度の財政報告による。ただし、1994~96年度については文浩一(1999)で示された数値、97年度については数字が入りできなかったため、翌98年度歳入の対前年増加率から逆算した歳入の計算値を記入。

顕著にあらわれ、それが1997年まで続いた。これによって国家予算の規模は1995年から急速に縮小し、97年によく底を打った(表1)。1998年に回復の徴候が見え始めたことで、新たな最高指導者である金正日はこれを契機に改革的な措置をとるようになった。

改革的な措置はまず、中央および地方の行政機関に対してなされた。1998年9月5日に開かれた最高人民会議第10期第1次会议では社会主義憲法が改正されたが、この憲法改正を通じて中央および地方の行政機構が改編、縮小された。中央では、従前に最高人民会議とその常務委員会の下に、これまで政権機関とされた中央人民委員会と執行機関とされた政務院があったものを、最高人民会議常務委員会は最高人民会議常任委員会に改称、中央人民委員会は廃止、政務院は内閣に改称した。政務院は内閣に改編されるにあたって、その傘下の委員会・部が縮小さ

れた^(注10)。地方では、従前に地方人民会議の下に地方人民委員会と地方行政経済委員会があったものが地方人民委員会の一本に統合された(図14~15参照)。

また、地方では、従前に地方党責任秘書が当該地方人民委員会委員長を兼職してきた。今回の憲法改正に伴う人事措置では、この地方党責任秘書兼人民委員会委員長が人民委員会委員長の兼職を解かれた。そして、新たな地方人民委員会委員長の職には従前に地方行政経済委員会委員長であった人物が就任した。そして地方行政経済委員会の下にあった部および処は統合にともない地方人民委員会の下に編入された[中川1999,64-65]

行政機関の縮小は、中央と地方の関係にも変化をもたらすものであった。地域別工業管理体系の導入によって指導局に改編されていた管理局が新たな内閣で復活した。そして、地方財政機関に納付されていた中央直轄企業の収入金は直接、部門別の管理局または省に納付されるようになり、これにしたがって、地方行政経済委員会から従前の中央直轄企業に対する生産計画遂行情況を掌握、指導する権限が剥奪され、それが内閣の省または管理局に移管された。省または管理局はその収入金を通じて中央直轄企業

図14 1998年憲法改正による中央機関と地方機関の関係

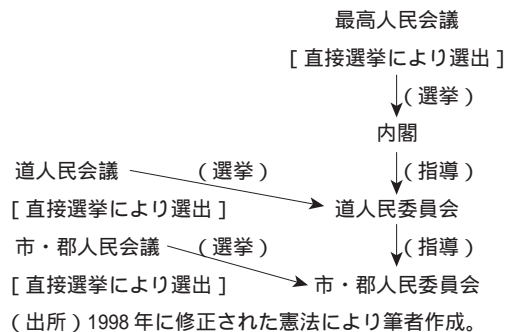
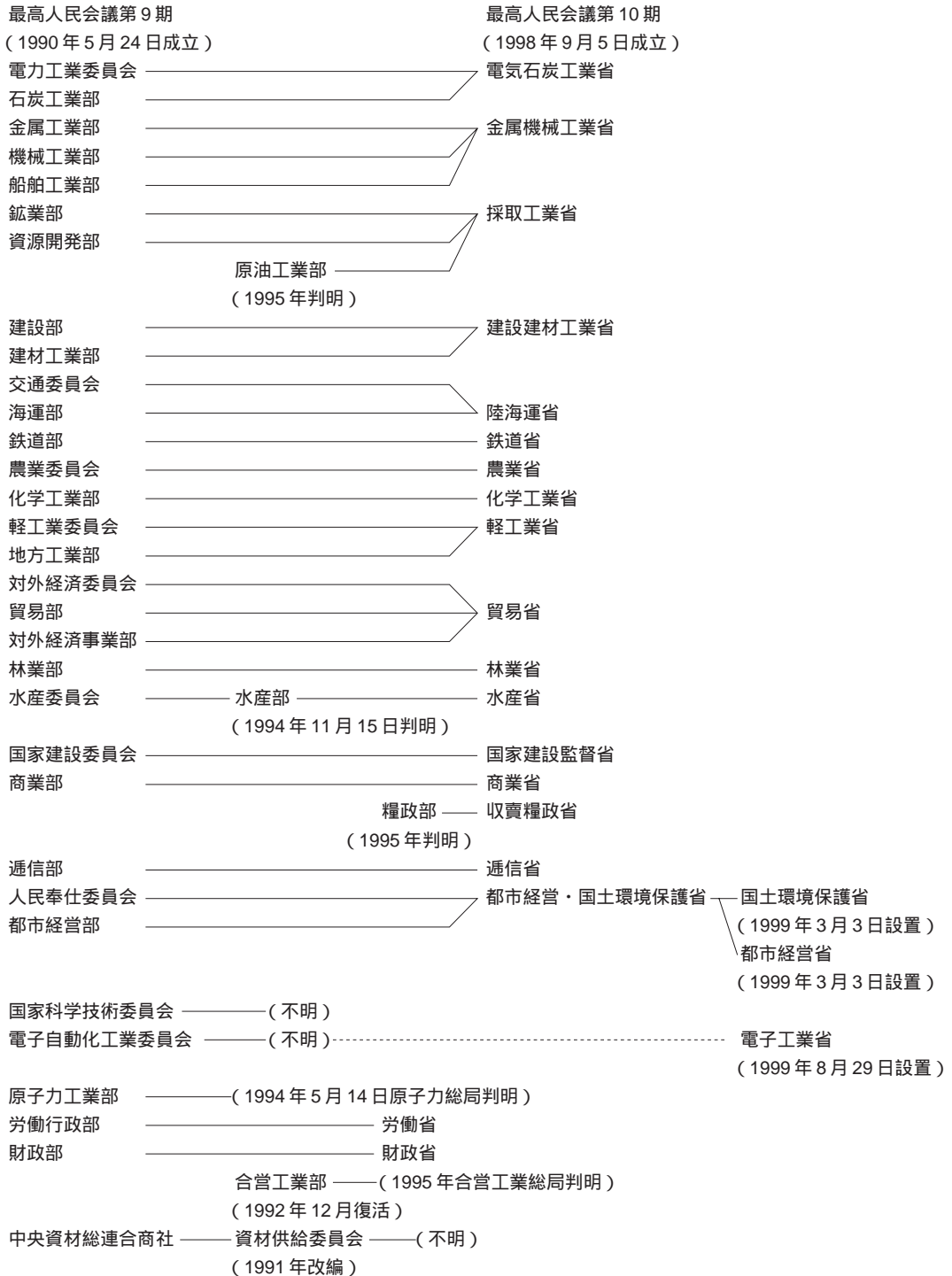
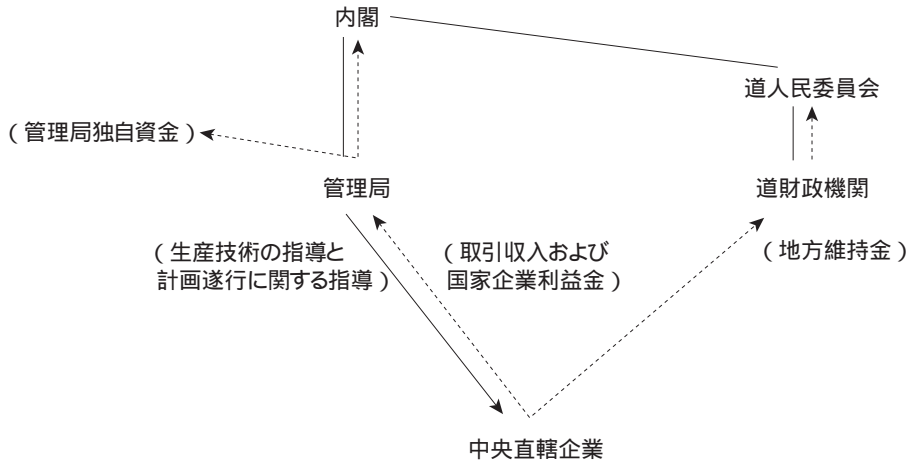


図 15 経済関連省（部）の変遷（最高人民会議第 9 期）



(出所) 図 1 に同じ。

図 16 部門別工業管理体系と部門別予算収納体系



(出所) 図11に同じ。
(注) 破線の矢印は上納金の流れ

の生産状況を把握するようになったと同時に、独自に企業に対して投資を行う資金を留保できるようになった。地域別予算収納体系からこのような「部門別予算収納体系」への転換は(図16)、中央行政機関をして部門別に企業に対して生産計画を下ろし、技術指導のみならず、計画遂行を指導する権限を持つようにしたものであった[パク・ソンホ 2000]。

この過程で企業は事実上、部門別にその経営活動についての評価を受けるようになった。技術的に後れていたり、採算が合わなかったりする企業に対する整理が進行したことは、1999年から2001年の間に多くの連合企業所がその名称をその縮小されたものに変更したことからもうかがわれる[中川 2000b; 2001]。また、在日朝鮮人機関紙である『朝鮮新報』も、具体的な事例や数値を上げてはいないものの、企業の「廃止」について言及している[『朝鮮新報』HP 日本語版2002年8月5日]。

部門別工業管理体系の復活は企業の形態に対

して変化をもたらした。その第1は企業の「専門化」であった。「専門化」とは企業をして国家が定める生産指標のみを専門的に担当するようにするという原則である[『労働新聞』2001年11月17日]。これによって、企業は生産指標のない製品を生産することが原則的に禁じられるようになった。そして、他の部門の企業を網羅した形態1の連合企業所は解散されるようになった。もちろん、この原則による措置は、これまで正常な生産をしてきた企業やその可能性がある企業に対して否定的な結果をもたらす危険があり、そのため現実には一部の企業や連合企業所がある程度従前の形態を維持したり、または復活させるようになったりすることもあった(注11)。

第2の変化は企業管理に対する「質的指標」の導入である。「質的指標」とは具体的に、労働生産性、設備稼働率、原価計算等を示す。この指標は概念としては従前からあったものではあるが、実際には生産計画の量的達成だけが評

表 2 物価および賃金の改定（2002年 7月 1日）

(1) 物価の改定	従来 of 価格(ウォン)	改定後価格(ウォン)	引き上げ幅(倍)
コメ(1kg 当たり生産者価格)	0.8 ¹⁾	40 ^{1,2,6)}	50.00
	0.6 ²⁾		66.67
	0.82 ⁶⁾		48.78 ⁶⁾
コメ(1kg 当たり消費者価格)	0.08 ¹⁾	44 ^{1,2,3)}	550.00
		46 ^{4,5)}	575.00
トウモロコシ(1kg 当たり生産者価格)	0.5 ²⁾	31 ²⁾	62.00
トウモロコシ(1kg 当たり消費者価格)	0.07 ²⁾	33 ²⁾ 20 ³⁾	471.43 285.71
工業製品価格平均	25.00 ⁶⁾
石炭(1ト)	40 ~ 50 ⁵⁾	1,600 ⁵⁾	32.00 ~ 40.00
	34 ⁶⁾	1,500 ⁶⁾	44.00 ⁶⁾
電力(1000kWh)	35 ⁶⁾	2,100 ⁶⁾	60.00 ⁶⁾
ガソリン(95オクタン・1ト)	922.86 ⁶⁾	64,600 ⁶⁾	70.00 ⁶⁾
男性用シャツ	25 ²⁾	225 ²⁾	9.00
男性用ジャンパー	55 ²⁾	555 ²⁾	10.09
バス, 地下鉄料金	0.1 ²⁾	2 ²⁾	20.00
(2) 賃金の改定	従来 of 基本賃金	改定後基本賃金	引き上げ幅(倍)
一般労働者	110 ¹⁾	2,000 ¹⁾	15 ~ 20 ²⁾
		2,000 ~ 2,500 ²⁾	
炭鉱労働者(2・8直洞炭鉱)	350 ⁵⁾	3,000 ~ 6,000 ⁵⁾	8.57 ~ 17.4
政府機関事務職員	180 ~ 200 ²⁾	3,500 ~ 4,000 ²⁾	19 ~ 20

(出所) 1) は『朝鮮新報』HP 朝鮮語版2002年 7月26日の平壤発記事, 2) は『環球時報』[中国] 2002年 8月15日に掲載された平壤での国家計画委員会副局長インタビュー, 3) は『読売新聞』2002年10月 1日に掲載された9月中・下旬の平壤での調査, 4) は『朝鮮新報』HP 朝鮮語版2002年10月 9日の平壤発記事, 5) は『朝鮮新報』HP 朝鮮語版2002年10月11日。6) は朝鮮大学校(小平市)の姜日天講師による訪問者からの聞き取り等の調査による。

価され, これ自体が現実に適用されることはなかった。「質的指標」の導入とは, 労働生産性, 設備稼働率, 原価計算等を政治・精神的評価と 物質的刺激に結び付けて実際に意味のあるもの にすることであった[『労働新聞』2001年11月18日; 2002年 8月17日; 2002年10月 3日]

企業に対する改革的な措置は企業内部で仕事を行っている勤労者の労働に対する評価にもおよんだ。勤労者は従前には労働日や時間のみがその労働の評価対象であったが、改革的な措置によって「儲けた収入による評価」が導入され、実際にどれだけ利益を上げる仕事を行ったかによってその報酬が支払われるようになった[『労働新聞』2002年5月29日；『朝鮮新報』HP 朝鮮語版2002年7月19日]

「儲けた収入による評価」が実効性を持つようになるためには、当然にして賃金が物価に相応していなければならなかった。しかし、1995年の水害によって食糧配給制度の機能が縮小したことで、勤労者は農民市場に食糧を求めるようになったが[UNDP 1998]、そこでは食糧の価格は急騰していたことは間違いない。そのため、勤労者のもらう賃金は実際に人々が食糧を求める農民市場などでの現実の物価に合致させて引き上げられる必要があった。2002年7月1日には価格と賃金を大幅に引き上げる措置がとられたが(表2)、この措置は、労働の報酬を現実の物価にあわせることで、企業内での改革的措置を実効性のあるものにしようとするための措置であったのである。

結論

行政機関と企業との関係に主眼を置いて朝鮮民主主義人民共和国の工業管理体系の変遷過程を見ると、今回の経済改革に関して以下のよういことができる。

第1に、工業管理体系は解放直後に部門別工業管理体系が形成されてきて、経済規模の拡大にしたがって1960年代初めから地域別工業管理

体系が少しずつ導入されて1980年代半ばに確立されたのであるが、今回の経済改革はその地方別工業管理体系を解体して部門別工業管理体系に回帰する側面を持っている。工業管理体系の変遷という面から見ると、この経済改革は1998年9月5日の憲法改正がその起点であったいことができる。憲法改正にしたがって、中央と地方のそれぞれの行政機関が改編された。この国家機構の改編は単に組織規模を縮小しただけではなく、工業管理体系を変更する第1歩であったといことができる。その新たな国家機構体系で企業に対する改革的な措置がとられた。2002年7月1日の価格・賃金改定はそれまで行政機関と企業に対して行われてきたさまざまな措置の延長線上にあったのである。

第2に、今回の経済改革は地域別工業管理体系から部門別工業管理体系への回帰という側面を持つため、経済改革の進展を展望するためには1950年代までの経済組織と経済政策についての研究をいっそう発展させることが必要である。ただし、新たに形成された部門別工業管理体系とかつてのそれとは、工業化の程度や経済規模の違いがあり、また、とくに新たなそれは行政機関や企業組織のスリム化の過程として行われていること、そして企業の形態や企業管理、労働評価制等、さまざまな質的な変化を伴っていることなどに留意されなければならない。

第3に、部門別工業管理体系が強化される限り、企業連合は同一部門の企業を網羅する形で形成されていくことになる。一定地域で異部門の企業を網羅する形態1の連合企業所も、従来実績があった形態の場合には存続や復活もあるであろうが、今後まったく新たに結成されるものはほとんどないであろう。その一方で、一

定地域内で同一部門の企業を網羅する形態2，全国的に同一部門の企業を網羅する形態3の連合企業所の結成は今後も進められ，また，その内容が強化されていくであろう。

第4に，部門別であっても地域別であっても，工業管理体系は国家が企業に対して生産計画を達成させようとする目的で形成されたものである。今回の経済改革もその目的に向かって動いている。ただし，労働評価制度の変更や価格および賃金の改定等，個々の改革的措置が，将来的に市場経済化に向かった場合，それに寄与することになる可能性は否定できない。

(注1) 今日の平壤における説明では，解放直後に，日本人所有であった企業に対しては各地方に設置された道人民委員会商工部がその指導・管理に当たっていたことになっている[ホ・ヨンイク 1987, 10]。しかし，解放直後の各地の自治機関は名称，機構，機能もまちまちであり，1945年10月8日にソ連軍政の指示によって5道人民委員会連合会議が開催されて，この後，人民委員会の名称と行政体系が統一されていった[中川 2000a]。日本人従業員と朝鮮人自治組織の間で接収式が行われた企業に関する記録を見ても，小野田セメント川内里工場(今日の川内里セメント工場)の接収先は文川郡人民委員会であり[森田・長田 1980, 540]，日本化成工業株式会社順川工場(今日の順川石灰窒素肥料工場)のそれは，朝鮮臨時建國委員会順川邑委員であり[森田・長田 1980, 480]，日本鉱業株式会社鎮南浦製錬所(今日の南浦製錬所)のそれは平安南道人民政治委員会と鎮南浦地区労働者同盟であった[森田・長田 1980, 490]。地方においてこうした企業を担当する機関名として「商工部」の名前が見られるのは，1946年1月22日に「北朝鮮商工部長会議」が開かれたという記録と7月10日に産業局で「各道商工部長・国営道営責任者会議」が開かれたという記録である[柳文華 1949, 23, 63]。このことは行政10局設置の後，各道人民委員会に商工部が置かれるように

なり，北朝鮮臨時人民委員会成立後もしばらく存続していたことを示している。

(注2) 支配人唯一管理制の起源は，1945年10月22日に開かれた各炭鉱労働組合代表者会議で「一人管理制」の採用が決定されたことであると推定される[柳文華 1949, 12]

(注3) 企業を直接担当する管理局の起源について，平壤での説明では，産業局のなかに部門別の管理処が設置されたことに求められている[バク・ヨンゲン 1960, 127-128]。ただし，炭鉱については，北朝鮮全域で管理しようとする動きが産業局設置以前から見られる。1945年10月21日に平安南道に平南道石炭管理局が設置されたという記録があり[柳文華 1949, 12]，これが炭鉱に関する管理局設置の起源であり，その後のモデルになったと思われる。そして，1946年5月13日に発表された北朝鮮臨時人民委員会布告第6号「石炭管理令」(5月7日付)では，平安南道，平安北道，黄海道を担当地域とする西鮮石炭管理局が平壤に，咸鏡北道を担当地域とする咸北石炭管理局が清津に，咸鏡南道を担当地域とする咸南石炭管理局が高原に設置されたが，これにより平南石炭管理局は西鮮石炭管理局に統合されたことがわかる。石炭管理令では管理局長の権限として，企業責任者の任免および移動，企業の職制，企業職員の定員および職員給与の規定，企業の毎年度運営方針および予算，製品の販売価格に関することが定められ，これが共和国政府樹立後にも基本的に引き継がれたと見られる[大陸研究所 1990b, 268-269; 柳文華 1949, 59]

(注4) 取引収入と国家企業利益金は2002年度から「国家企業利得金」に一元化された。

(注5) 地方産業工場は1958年11月時までに2000余個，うち党中央委員会1956年6月全員会議から5カ月ほどの間に新設されたものが1000余個であり，11月7日にはこれらの工場を支援する対策を立てた内閣決定第142号が出された[キム・ジョンイル 1963, 103]

(注6) 郡人民委員会の機能を縮小することについては，キム・ジェギョ(1963, 57)によると，1962年2月に金日成が黄海南道信川地区党および政権機関活動家会議で発表したとなっている。しかし，1962年2月にそのような会議の記録は見当たらず，1月24~26

日に信川地区農業部門活動家会議が行われたが、その参加者の回想では新たに組織された郡農業協同組合経営委員会が「過去の郡人民委員会の古い行政式指導方法と官僚主義的指導作風を廃して協同農場を企業的に指導することについての問題」を具体的に明示したとあるだけであり[パク・ソンサム 1974, 197], 郡人民委員会について具体的にどのようなことを述べたのかは明らかではない。『金日成著作集』や『金日成全集』にはこの会議に関する文献は収録されていないが、1月22日に金日成が黄海南道市・郡人民委員会委員長、副委員長と行った談話が収録されており、郡人民委員会の権限を縮小することに関する内容が含まれている[『金日成著作集(16)』1982年刊行, 39～53ページ]

(注7)『労働新聞』1974年10月31日で鉱業委員会石炭工業総局, 同紙1974年11月11日で球場地区石炭工業経営局, 同紙1974年12月4日で慈江道有色鉱業経営局, 同紙1974年12月29日で鉱業委員会肥料工業総局, 同紙1974年12月30日で鉱業委員会機械工業総局, 同紙1975年7月2日で黄海南道有色鉱業経営局, 同紙1975年7月24日で慈江道有色鉱業経営局, 同紙1975年10月17日で价川地区石炭工業経営局, 同紙1975年10月19日で咸北道石炭工業経営局, 同紙1976年2月22日で徳川地区石炭工業経営局, 同紙1979年3月29日で鉱業総局の存在が確認できる。

(注8)道経済指導委員会の設置は『労働新聞』1981年10月15日の社説で発表された。そして、同紙1981年10月31日で黄海南道経済指導委員会, 同紙1981年11月10日で平安北道経済指導委員会, 同紙1981年11月17日で咸鏡南道経済指導委員会と平安南道経済指導委員会, 同紙1981年11月28日で慈江道経済指導委員会, 同紙1981年12月16日で江原道経済指導委員会が初めてその名称を公にした。これらの記事によって、1981年10月頃に、各道に経済指導委員会が組織され、その下に管理局あるいはそれより規模が大きい総局、それより規模が小さい管理处を置いていたことがわかる。一方、政務院委員会・部の指導局については、同紙1980年1月15日で電力工業部中小型発電所建設指導局, 同紙1981年1月2日で石炭工業部生産指導局, 同紙1982年1月20日で電力工業部発電所指導局, 同紙1983年2月8日で採取工業委員会石炭協同生産指導局の存在が

確認される。

(注9)『労働新聞』1985年5月31日では、5月30日にはすでに平壤市の党責任秘書と人民委員会委員長が兼任されていることが確認できる。

(注10)1998年の憲法改正による行政機関の変更は、97年10月8日に金正日が党中央委員会総秘書に「推戴」されたときに中央機関で「省」の党組織が結成されていたことから、すでにその準備に入っていたことがわかる[『労働新聞』1997年10月9日]

(注11)連合企業所の解体は1999年から2000年上半期ごろまで行われた。その後、2000年9月ごろから連合企業所の復活が見られた[中川 2000b; 2001]。また、形態1に属する城津製鋼連合企業所はその形態を維持し続けた。『労働新聞』2003年1月24日によると、金正日が02年に、工場を原料生産地の近くに建設することなどについて言及したとあり、このことは近接する原料基地を持つ形態1の連合企業所が存続あるいは復活する根拠にもなったようである。

文献リスト

< 日本語文献 >

青木和雄1995. 「日朝経済関係」(『北朝鮮の経済と貿易の展望 1994年』日本貿易振興会海外経済情報センター).

アジア経済研究所 1977. 『アジア動向年報 1977年版』アジア経済研究所.

呉民学 [オ・ミンハク] 2003. 「朝鮮民主主義人民共和国が進める新経済政策の方向性」『アジアワールド・トレンド』第92号(5月)

姜日天 [カン・イルチョン] 1986. 「朝鮮社会主義経済建設の現段階における独立採算制の強化について(上)」『月刊朝鮮資料』第26巻第9号(9月)

1987a. 「朝鮮社会主義経済建設の現段階における独立採算制の強化について(中)」『月刊朝鮮資料』第27巻第2号(2月)

1987b. 「朝鮮社会主義経済建設の現段階における独立採算制の強化について(下)」『月刊朝鮮資料』第27巻第7号(7月)

高昇孝 [コ・スンヒョ] 1978. 『朝鮮社会主義の理論』新

- 泉社.
- 小牧輝夫編 1986. 『朝鮮半島 開放化する東アジアと南北対話』アジア經濟研究所.
- 成守一 [ソン・スイル] 1979a. 「社会主義經濟管理論上」『月刊朝鮮資料』第19卷 第4号 (4月)
- 1979b. 「社会主義經濟管理論中」『月刊朝鮮資料』第19卷第5号 (5月)
- 1979c. 「社会主義經濟管理論下」『月刊朝鮮資料』第19卷第6号 (6月)
- 高瀬淨 1972. 社会主義經濟管理システムと朝鮮社会主義』『共産圏問題』第16卷第12号 (12月)
- 中川雅彦 1999. 「1998年の朝鮮民主主義人民共和國 光明星1号の打ち上げで威信回復を試みる」『アジア動向年報 1999年版』アジア經濟研究所.
- 2000a. 「朝鮮民主主義人民共和國建国期における地方政權機關 人民委員會の成立と金日成体制の成立」『アジア經濟』第41卷第6号 (6月)
- 2000b. 「1999年の朝鮮民主主義人民共和國 効率化を目指して經濟組織を再編」『アジア動向年報 2000年版』アジア經濟研究所.
2001. 「2000年の朝鮮民主主義人民共和國 対外關係で地道な足場固め」『アジア動向年報 2001年版』アジア經濟研究所.
2002. 「朝鮮民主主義人民共和國における企業連合の形成」『アジア經濟』第43卷第11号 (11月)
- 文浩一 [ムン・ホイ] 1999. 「94~96年の共和国財政の推移と特徴」『月刊朝鮮資料』第39卷第6号 (6月)
- 森田芳夫・長田かな子編 1980. 『朝鮮終戦の記録 資料篇第3卷』巖南堂書店.
- 永安幸正 1976. 「社会主義經濟システムの展開 北朝鮮社会主義計畫經濟の建設過程 (1946~71年) と工業管理システムについて」『早稲田社会科学研究』第15号 (2月)
- 『朝鮮新報』HP日本語版 < <http://www.korea-np.co.jp/> > .
- < 朝鮮語文献 >
- 国史編纂委員會 1998. 『北韓關係史料集30』国史編纂委員會 果川.
- 김상학·박영근 [김·산 / 박·영근]
1959. 「현 시기 공업 관리 체계 개편의 객관적 필연성과 그의 인민 경제적 의의」[現時期の工業管理体系改編の客觀的必然性とその人民經濟的意義] 『근로자』[勤勞者] 1959年第9号 (9月)
- 김일성 [金日成] 1956. 『전후 인민 경제 복구 발전을 위하여』[戰後人民經濟復旧發展のために] 조선로동당 출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]
1996. 『사회주의 경제관리문제에 대하여 6』[社会主義經濟管理問題について 6] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]
- 김재교 [김·제교] 1963. 「조선 민주주의 인민 공화국에서의 인민 정권의 발생 및 발전」[朝鮮民主主義人民共和國での人民政權の發生と發展] 조선민주주의 인민 공화국 과학원 경제 법학 연구소 [朝鮮民主主義人民共和國科学院經濟法學研究所] 『조선민주주의 인민 공화국 국가 사회 제도』[朝鮮民主主義人民共和國國家社會制度] 과학원출판사 [科学院出版社] 평양 [平壤]
- 김정일 [김·정일] 1958. 「우리 나라 공업의 발전」[我が國工業の發展] 『우리 나라 인민경제의 발전 : 1948-1958』[我が國人民經濟の發展 1948年~58年] 국립출판사 [國立出版社] 평양 [平壤]
- 김종일 [김·종일] 1963. 「조선 민주주의 인민 공화국의 기능」[朝鮮民主主義人民共和國の機能] 조선민주주의 인민 공화국 과학원 경제 법학 연구소 [朝鮮民主主義人民共和國科学院經濟法學研究所] 『조선민주주의 인민 공화국 국가 사회 제도』[朝鮮民主主義人民共和國의 國家社會制度] 과학원출판사 [科学院出版社] 평양 [平壤]
- 김중호 [김·중호] 1982. 「중요한 회의도 뒤로 미루시고」[重要な會議も後に回して] 『인민들속에서 (29)』[人民のなかで (29)] 평양 [平壤] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社]
- 김필수 [김·필수] 1977. 「련합기업소는 새로운 주체적인 기업소조직형태」[連合企業所は新たな主体的な企業組織形態] 『경제도서출판부』[經濟圖書出版部] 『경제학론문집 (6)』[經濟學論文集 (6)] 평양 [平壤] 과학, 백과사전출판사 [科學百科辭典出版社]
- 柳文華 1949. 『解放後 4年間の国内外重要日誌 1945. 8 ~

1949. 3』[解放後 4 年間の国内外重要日誌1945年 8 月 ~ 1949年 3 月]民主朝鮮社 평양 [平壤] < 金南植 · 李庭植 · 韓洪九編 『韓國現代史資料12』 돌베개 [トルベケ]서울 [ソウル] 収録 > .

大陸研究所 1990a. 『北韓法令集 第 2 卷』大陸研究所 서울 [ソウル]

大陸研究所 1990b. 『北韓法令集 第 3 卷』大陸研究所 서울 [ソウル]

大韓民國文教部國史編纂委員會 1987. 『北韓關係史料集 法制編』大韓民國文教部國史編纂委員會 出版地記載なし.

리재호 [리 · 겐호] 1982. 「 새로운 공업지도체계에서 위대한 수령님식 사업방법의 기본요구의 철저한 관철 」 [新たな工業指導体系における偉大な首領様式の事業方法の基本要求の徹底的な貫徹] 『 사회과학』 [社会科学] 1982年 第 6 号 (11 月)

맹태호 [멘 · 테호] 1990. 「 연합기업소를 무어주시여 」 [連合企業所を結成なさって] 『 인민들속에서 (46) 』 [人民の中で (46)] 평양 [平壤] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社]

박성삼 [박 · 송삼] 1974. 「 우리 로암협동농장이 제밭로 걸어가게 되기까지 」 [我が路岩協同農場が自分の足で歩くまで] 『 인민들속에서 (8) 』 [人民の中で (8)] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]

박성호 [박 · 송호] 2000. 「 새로운 국가예산수납체계의 특징과 우월성 」 [新たな国家予算収納体系の特徴と優越性] 『 경제연구』 [經濟研究] 2000年 第 4 号 (11 月)

박영근 [박 · 옹근] 1960. 「 우리 나라에서 공업 관리 형태 및 방법의 가일층의 완성 」 [我国における工業管理形態および方法のよりいっそうの完成] 조선 민주주의 인민 공화국 과학원 경제 법학 연구소 [朝鮮民主主義人民共和國科學院經濟法學研究所] 『 8.15해방 15주년 기념 경제 논문집』 [8 · 15解放 15周年記念經濟論文集] 과학원 출판사 [科學院出版社] 평양 [平壤]

사회과학원 역사연구소 [社會科學院歷史研究所] 1981. 『 조선전사29』 [朝鮮全史29] 과학, 백과사전출판사 [科學百科辭典出版社]

1982. 『 조선전사30』 [朝鮮全史30] 과학, 백과사전출판사 [科學百科辭典出版社]

조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 1999. 『 주체정치 경제학독본』 [主体政治經濟學讀本] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]

허영익 [호 · 옹익] 1987. 『 공업에 대한 지도와 관리 경험』 [工業に対する指導と管理經驗] 사회과학출판사 [社會科學出版社] 평양 [平壤]

홍국표 [혼 · 국표] 1963. 「 조선 민주주의 인민 공화국 국가 기관들 」 [朝鮮民主主義人民共和國의 國家機關] 조선 민주주의 인민 공화국 과학원 경제법학연구소 [朝鮮民主主義人民共和國科學院經濟法學研究所] 『 조선 민주주의 인민 공화국 국가 사회 제도』 [朝鮮民主主義人民共和國의 國家社會制度] 과학원 출판사 [科學院出版社] 평양 [平壤]

『 김일성저작집』 [金日成著作集] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]

『 김일성전집』 [金日成全集] 조선로동당출판사 [朝鮮労働党出版社] 평양 [平壤]

『 조선신보』 [朝鮮新報] HP 朝鮮語版 < <http://www.korea-np.co.jp/> >

『 조선중앙년감』 [朝鮮中央年鑑] 평양 [平壤] 조선중앙통신사 [朝鮮中央通信社]

< 英語文獻 >

UNDP (United Nations Development Program) 1998. “ Thematic Roundtable on Agricultural Recovery and Environmental Protection in DPR Korea , ” Palais des Nations , Geneva , 28-29 , May , 1998.

(아시아經濟研究所地域研究センター , 2003年10月16日 受付 , 2003年11月25日レフェリーの審査を経て掲載 決定)